

(陳第 443 号 山口賛成討論)

陳第 443 号「長野県議会の喫煙専用室の廃止を求めることについて」に賛成の討論を行います。

「健康増進法の一部を改正する法律」が成立し、受動喫煙を防ぐための取り組みがマナーからルールへと変わりました。2019年7月1日から「学校・病院・児童福祉施設等・行政機関の庁舎内」では敷地内が禁煙に。2020年4月1日からは、多数の人が利用する様々な施設が原則禁煙になりました。

議会棟内に設置された喫煙専用室は、この改正法の基準に基づいているものとはいえ、改正法そのものが、本来求められている禁止措置や国際的な到達点から見れば、立ち遅れていることは否めません。

本議会棟は、全面禁煙が義務付けられた本庁舎と廊下で結ばれています。

さらに、この間、新型コロナウイルス感染症拡大により小学生の県庁見学・県議会見学は中止されていますが、2018年には51日103校6,249人。2019年は58日111校6,003人が訪れ、夏休みの企画である県議会親子見学は2018年167人、2019年129人が参加しているように、子どもたちの訪問などを含めて公共性の高い施設です。

喫煙専用室を設けても受動喫煙のおそれは無くならないこと、全国26都府県で議会棟が全面禁煙になっている流れ等を考えれば、本議会棟においても喫煙専用室は廃止すべきではないでしょうか。

この間、当議会でも分煙の努力がされ、各党・会派で話し合い、確認しつつ喫煙スペースの設置箇所を減らしてきました。こうした経過を踏まえれば、継続的に丁寧な議論を進めていくことが望まれますが、今回、採決を行うにあたっては、採択すべきものと申し上げ、討論といたします。

以上